# 富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント) マニュアル

第2版

令和6年4月 富士宮市 高齢介護支援課

## はじめに

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括ケアシステムの構築のために 導入された事業のひとつであり、その目的は、「要支援者等に対して、要介護状態になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいを持った生活を送ることを支援する」、「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいづくりと社会参加の場を確保するとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進する」ことです。

つまり、単なるサービス提供を行う事業ではなく、地域住民を主体とした活動や、人と人とのつながりを支援していく「地域づくり」であり、この理念を地域住民、専門職、行政がともに理解し、協働して創り上げていくことが必要です。介護保険サービスを始めとして、身近な所に集い、おしゃべりや体を動かす居場所等、様々な主体による多様なサービスをマネジメントする介護予防ケアマネジメントは、上記のような総合事業の目的を達成するための要となるものです。

以上から、富士宮市の現状や事業の目的を明らかにするため本マニュアルを 作成し、日頃の業務に資するように手順や様式についてまとめました。

令和3年4月に第1版を発行後、高齢化の進展だけでなく、新型コロナウイルス感染症の流行により大きく社会が変化しました。そのため、第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)マニュアルの見直しを行いました。

# 目次

- Ⅰ 総則 (P1~)
  - 1 富士宮市の現状 (P1~4)
  - 2 地域包括ケアシステムの構築(P4~7)
  - 3 地域支援事業の実施 (P7~)
    - 1. 介護予防・日常生活支援総合事業(P8~13)
    - 2. 生活支援体制整備事業について(P13~16)
    - 3. 地域ケア会議の活用(P16)
- Ⅱ 介護予防ケアマネジメント (P17~)
  - 1 自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの 在り方(P17~18)
  - 2 介護予防ケアマネジメントのプロセス (P19)
  - 3 介護予防ケアマネジメントの手順(P20~P25)
  - 4 様式の説明 (P26~P42)
  - 5 第1号介護予防支援の報酬、支払い (P42)
  - 6 Q&A (P43~)

# 1 総則

# 1 富士宮市の現状

# (1) 現状と予測

# ①高齢化の状況

富士宮市では、人口数が減少していく一方、高齢者数は年々増加しており、 今後ますます高齢化が進行していきます。

	R 2. 10	R3. 10	R4. 10
人口 (人)	131,477	130, 371	129,622
高齢者数(人) ※65 歳以上	38, 521	38, 989	39, 230
高齢化率(%)	29.3%	29.9%	30.3%

# ②独り暮らし高齢者の増加

高齢者の独り暮らし世帯数は増加しており、今後も増えていく見込みです。

	R 2. 4	R 3. 4	R 4. 4
世帯数	57,083	57, 466	57, 676
独居高齢者数	7, 952	8, 906	9, 256

# ③認知症高齢者の推移

認知症の症状がある高齢者数の推移は以下のとおりです。

※富士宮市における要介護認定申請者のみ。(医師による意見書より)

認知症の症状を有する方	R 2. 10	R3. 10	R4. 10
日常生活自立度 I 以上(人) (何らかの認知症の症状を有する人)	6, 422	5, 550	6, 145
日常生活自立度 II 以上の人(人) <b>(富士宮市の認知症者数)</b>	4, 875	4, 183	4, 516
日常生活自立度Ⅲ以上(人)	1, 870	1, 598	1, 640

### ④要介護認定者数の推移

要介護認定者数のうち、要支援認定者数は年々増加しており、今後も増えていく見込みです。

( ) ( ) ( )			
介護保険認定者数	R 2. 10	R3. 10	R4. 10
要支援1	489	5 1 4	5 2 1
要支援2	7 5 7	7 9 6	8 6 7
要介護 1	1, 656	1, 731	1, 658
要介護 2	1, 173	1, 176	1, 191
要介護3	8 4 7	8 6 0	8 1 5
要介護 4	7 5 6	7 7 1	6 9 4
要介護 5	486	4 7 7	5 1 4
合計	6, 164	6, 325	6, 260

第9期富士宮市介護保険事業計画より

# ⑤介護の担い手不足

支援が必要な方が増える一方で、少子高齢化が進行し、生産年齢人口  $(15\sim64歳)$  が減少することで、介護の担い手は減少していきます。人口 の割合を比較すると、2015年には $65歳以上の方1人に対し、<math>15\sim64$  歳の方はおよそ2. 2人だったのが、2040年にはおよそ1. 3人にまで減少すると見込まれています。このため、介護の専門職はより重い状態の人の支援に集中していく必要があります。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(2018年推計)」より

## ⑥平均寿命と健康寿命の差

平均寿命と健康寿命(心身ともに健康で、自立して活動し生活できる期間) には差があります。その差、つまり、日常生活において介護や看護を必要とす る期間は、女性で約12年、男性で約9年となっています。

静岡県	平均寿命	健康寿命	差	
女性	87. 1歳	75. 4歳	およそ <b>12年</b>	$\int$
男性	80. 9歳	72. 1歳	およそ <b>9年</b>	J

※平均寿命…「平成27年都道府県別生命表」より

※健康寿命…「静岡県 HP」より(2010年、2013年、2016年の3年次の平均)

#### (2) これから必要なこと

富士宮市では、今後ますます高齢化が進行していき、それに伴い、独り暮ら し高齢者や支援を必要とする人は増えていきます。そのため、家事支援や見守 り、外出支援といった、**生活支援**のニーズが高まっていきます。

一方、生産年齢人口は減少していくので、支え手となる人材は不足していきます。こういった状況に対応するには、健康寿命を伸ばしていくことが重要となります。具体的には、通いの場で人と話をしたり、活動の場を確保して社会参加をする等、**介護予防**の取り組みを推進する必要があります。

介護予防	家にこもらず、通いの場や活動に参加すること 週に1回程度、体操を行うこと・・・等々
生活支援	調理、買い物、掃除などの家事支援、見守り や安否確認、外出支援 ・・・等々

→富士宮市における高齢化の状況に対応するために、地域包括ケアシステムの 構築が必要になります。

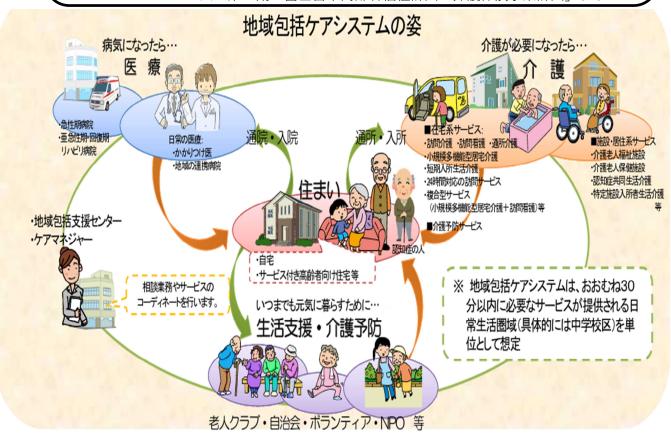
## 2 地域包括ケアシステムの構築

#### 地域包括ケアシステムとは

# 富士宮市における地域包括ケアシステムとは

高齢者も、障がい者も、子どもも、「誰もが」「住み慣れた地域で」「尊厳を保ち」「健やかに」「安心・安全」な日常生活を営むことができる「まち」を目指すシステムとして位置付けています。

※「第9期 富士宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」より



### (1) 地域包括ケアシステムの目的

地域包括ケアシステムの目的とは、**独り暮らし**や、**要介護状態、認知症**になったとしても、住み慣れた地域で、地域との関係性や信頼関係の中で尊厳ある地域生活が続けられるような仕組みを作ることです。

高齢者が抱える問題は、医療保険、介護保険、社会保障制度など公的サービスだけで解決されるとは限りません。むしろ、複雑化、多様化し、公的サービスだけでは解決できないような問題が増えてきています。

地域包括ケアシステムは、医療や介護などの公的サービスだけでなく、市 民の皆さんの「生活支援・介護予防」が含まれます。

向こう三軒両隣、お祭りや地域の行事などを通じた昔からのご近所付き合い、老人会や寄合処など地域の活動、スロトレや脳トレ、読み聞かせ、傾聴などのボランティア団体、認知症カフェやがんや難病の患者家族会、公民館で行っている様々な趣味や教養の教室、こども食堂、登下校の見守りや学校行事への協力など小中学校と連携した PTA 活動など、地域にはいろいろな資源があります。それらの地域資源も、いつまでも市民の皆さんが元気に暮らすために欠かせないものです。単に介護する側、介護される側という役割ではなく、高齢者でも、障がい者でも、子どもでも、地域の中で役割や居場所を持って、生き生きと毎日を送れるようなまちを目指します。

## (2) 地域包括ケアシステムのイメージ



①まず、基盤として「本人の選択と本人・ 家族の心構え」が必要になります。

②その上で、高齢者のニーズに合った 「**すまいとすまい方**」が鉢に例えられます。

③「介護予防・生活支援」が土壌となり、土壌が豊かになることで…

④専門職によるサービス提供である、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の3枚の葉が育ちます。

## (3)地域包括ケアシステムを支える「自助・互助・共助・公助」

生産年齢人口の減少と需要の増加が進むなか、「自助・互助・共助・公助」 のバランスを改めて考える必要があります。特に、**高齢者自身による積極的な** 社会参加(自助)と、地域の高齢者による支え合い活動(互助)が重要になっ てきます。

# 自助

地域生活を継続する際の基礎は、自らの生活を自らで支える「自助」です。単に家事などを自分でするだけでなく、「心身の状態が悪化し、要介護状態にならないよう、自らの健康に対して、適切な知識や情報を得て、具体的に行動し、健康・介護予防に対して自らが責任を持って管理する努力」(セルフマネジメント)も含まれています。



# 互助

身近な人による助け合い、地域住民やボランティアによる支え合いであり、これからは、高齢者自身も支え合い活動に参加していくことが重要になります。

例①ゴミ出しが難しい人を、隣人が手伝う。 例②体操教室への送り迎えを参加者間で手助けする。

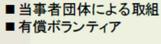


# 共助

自助や互助を共助(介護保険)で置き換えるのではなく、あくまで自助や互助で対応できない部分にあてはめるということを意識する必要があります。

「**自助**」が地域 生活を継続する 基礎となる。

- 自分のことを自分で する
- 自らの健康管理(セルフケア)
- ■市場サービスの購入



自助 互助

■ボランティア活動 ■住民組織の活動

「**自助」・「互助**」が 持つ潜在力がこれ から特に重要!

共助

- ■介護保険に代表される社会保険制度及び
- ■ボランティア・住民組織の 活動への公的支援



- ■一般財源による高齢 者福祉事業等
- ■生活保護
- ※「平成27年度 地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書|より

サービス

→地域包括ケアシステムを構築するために、介護保険法における、地域支援 事業の枠組みを活用した取組みを行います。

## 3 地域支援事業の実施

# 地域支援事業(介護保険法第115条の45)



- 🍪 ■介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法第115条の45第1項)
  - ①介護予防・生活支援サービス事業
  - ②一般介護予防事業
  - ■包括的支援事業(介護保険法第115条の45第2項)
    - ①地域包括支援センターの運営(地域ケア会議の充実)
    - ②在宅医療·介護連携推進事業
    - ③認知症総合支援事業



- 4)生活支援体制整備事業
- ■任意事業(介護保険法第115条の45第3項)
  - ①介護給付費適正化事業
  - ②家族介護支援事業
  - ③その他の事業
- |1 富士宮市の状況(P1~3参照)|では、今後**介護予防**と**生活支援**が重要 になっていくことを説明しました。

これからは、通いの場や生活支援をはじめ、様々な活動の場づくりを高齢 者を含む地域住民の力を借りて創り出すことが重要になります。

そのために取り組むのが、地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援 総合事業と、生活支援体制整備事業です。

本マニュアルでは主に、**介護予防・日常生活支援総合事業**と、**生活支援体** 制整備事業について説明します。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」といいます。)

#### (1) 総合事業の目的

総合事業の目的とは、「要支援者等に対して、要介護状態になることの予防 又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいを持った生活を送ることを支援する」、

「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいづくりと社会参加の場を確保するとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進する」ことです。そのため、地域の実情に応じて住民等<u>多様な主体の参画による多様なサービスを充実させることにより、以下の①②③の実現を目指します。</u>

- ① 地域の支え合いの体制づくり
- ② 介護予防の推進
- ③ 要支援者に対する効果的かつ効率的な支援の充実

これからの総合事業では、専門的なサービスを必要とする人には介護従事者による専門的なサービスを提供し、それ以外の生活支援や助け合いの部分は、 住民が主体となって地域で支え合う仕組みを創ることで対応していきます。

また、高齢者も支え手側にまわることにより、高齢者自身の役割が生まれ、 それが生きがいになることで介護予防につながっていきます。

そのため、**生活支援体制整備事業**により、地域住民や地域の団体が主体となって、現在ある支え合い活動や通いの場等の地域資源について把握します。

また、地域の困りごとや不足している資源について協議し、住民どうしの助け合い活動や、住民主体の介護予防に資する通いの場に関する仕組みづくりを検討します。(詳細は、**2.生活支援体制整備事業について**(P13~)にて説明します。)

こうした住民どうしの互助による支え合い活動や通いの場については、介護 予防ケアマネジメントに活用できるように情報を整理します。

また、補助をすることで活動の発展が見込まれるものについては、住民主体による支援であるサービス B、住民主体による移動支援であるサービス D に位置づけ、介護予防・生活支援サービスとして実施していくことを検討します。

### (2) 総合事業の利用者について

総合事業の利用者は、要支援1,2認定者と、事業対象者です。

事業対象者とは、基本チェックリストを実施した結果、いずれかのリスク判定基準に該当する方です。詳細については P 2 7 を参照してください。

# (3)総合事業の類型

# ①介護予防・生活支援サービス事業

	事業	内容
●訪問型サービス (第1号訪問事業)	・従前相当サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯
	・多様なサービス (サービスA、B、C、D)	等の日常生活上の支援を提供
●通所型サービス (第1号通所事業)	・従前相当サービス	要支援者等に対し、機能訓練や
	・多様なサービス (サービスA、B、C、D)	通いの場等日常生活上の支援 を提供
<ul><li>●介護予防ケアマネジメント</li><li>(第1号介護予防支援事業)</li><li>・介護予防ケアマネジメント A、 B</li></ul>		要支援者等に対し、総合事業や インフォーマルサービスが適 切に提供できるようマネジメ ントを行う

# ②一般介護予防事業

事業	内容			
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの 支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる			
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う (講演会、健康講座等)			
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う (介護予防ボランティア養成講座、スロトレ、認知症予 防運動講座等)			
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証 し、一般介護予防事業の評価を行う			
地域リハビリテーション 活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域 ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等 による助言等を実施			

## 介護予防・生活支援サービス事業

#### 介護予防ケアマネジメント

・地域包括支援センター職員やケアマネジャーが介護保険要支援認定者等に対し、介護予防・生活支援サービスやインフォーマルサービスの提供を援助する

#### 従前相当サービス

#### ○事業所主体

・身体介護等、専門職によるケアが必要な方向けのヘルパー、デイサービス

#### 多様なサービス

#### サービスA

#### ○事業所主体

緩和された基準による ヘルパーサービス、デイサービス

# サービスC

リハビリテーション専門職による生活機能改善のプログラム等(3~6か月の短期間)

#### サービスB

#### ○住民主体

- 生活支援
- ・介護予防に資する通いの場

# サービスD

### ○住民主体

・ 通いの場までの送迎等

### インフォーマルサービス

#### 【互助】

〇住民どうしの支えあい活動

〇住民主体の通いの場 etc.

#### 【自助】

〇民間のサービスを利用

〇セルフケアマネジメント

#### 一般介護予防事業

• 65歳以上の第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象に、介護 予防を推進する取組を実施する

# (4) 介護予防・生活支援サービスのメニュー

基準	従前相当サービス		多様なサービス			
種別	①介護予防訪問介 護相当サービス ②介護予防通所介 護相当サービス	①訪問型 サービスA ②通所型 サービスA	①訪問型 サービスB ②通所型 サービスB	①訪問型サービスC ②通所型サービスC (短期集中予防サー ビス)	訪問型 サービスD	
提供	事業所	事業所	住民主体	専門職	住民主体	
内容	①訪問介護員による身体介護、生活援助 ②生活機能の向上のための機能訓練	①生活援助等 ②ミニデイ サービス、運 動・レクリエー ション等	①住民主体 による生活活 上の手助け ②住民主 による介 いの場(体 いの場(体 ) 連動等)	①②保健及び医療の専門職による居宅又は通いの場での相談指導、生活機能を改善するための運動器の機能向上のプログラム(3か月~6か月)	住民主体による移動支援(通いの場での送いでの送いでの送いでの送いませんのはいるでは、通いではいるのは、通いではいるのは、通いでは、通いでは、通いでは、通いでは、通いでは、通いでは、通いでは、通いで	

実施検討中

実施検討中

# (5) これからの総合事業

現在は、本市が提供する多様なサービスはサービス A、C であり、サービス B、D は実施を検討している段階です。これからは、住民主体の通いの場や生活支援の体制整備を促進していくことにより、多様な主体による多様なサービスを充実させることを目指しています。

これからの総合事業では、従前相当サービスの利用だけではなく、住民どうしの助け合い活動や、住民主体の通いの場(体操等)をはじめとするインフォーマルサービス(公的以外のサービス)の活用等、状況に応じて多様なサービスの利用を検討していくことが求められています。







## (6)総合事業の選択例について

◎介護職による専門的なサービスを必要としますか?

①必要とする方

②それ以外の方

#### 例1 ・身体介護を必要とする方

(歩行、食事、入浴時等に介助が必要)

・心疾患、呼吸器疾患、がん等の疾患により日常生活に支障がある方 等々

#### 例1にあてはまる方が対象

**従前相当サービス** 

- ①介護予防訪問介護相当サービス
- ②介護予防通所介護相当サービス

# 例 2 集中的に生 活機能レーニ のトレーニ ングをこと すること 改善が見込

まれる方

#### 中でも特に、例2にあてはまる方が対象

サービス C (①訪問型サービス C ②通所型サービス C)

目安・持病がない方、病状が安定している方

・自立する意欲のある方

具体例 ・骨折後にリハビリを行い、もう少し訓練すれば日常の 動作が良くなる方

> ・家の中での動作(段差を上がる等)について訓練する ことで改善が期待される方 等々

# 例1、2にあてはままらない、以下のような方

具体例

- ・重いものを持てないので、買い物や掃除を頼みたい
- ・家に閉じこもりきりで人と交流したい、運動したい 等々
- ・サービスA (緩和された基準によるサービス)
- (①訪問型サービスA ②通所型サービスA)
- ・インフォーマルサービス

「住民どうしの助け合い活動」 (ごみ出し、草取りの手伝い等々) 「住民主体の通いの場」 (スロトレ、脳トレ、寄り合い処、シニアクラブ、 縁側での集まり、庭先でのおしゃべり、ウォーキング等々)

# これからは・・・・・

- ・サービスB (住民主体によるサービス) ※実施検討中
- ・サービスD(住民主体による移動支援)※実施検討中

## (8) 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について

高齢者が地域で健康にいきいきと暮らしていくためには、「要支援状態になることをできる限り防ぐ」「要介護状態になってもそれ以上に悪化させないようにする」介護予防ケアマネジメント業務が重要となります。詳細については、

II 介護予防ケアマネジメント (P17~) で説明します。

#### (9) 一般介護予防事業について

一般介護予防事業とは、高齢者を年齢や心身の状況等によって隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施するものです。

富士宮市では、介護予防普及啓発活動や、介護予防活動の支援等を行っており、地域の区民館や公民館での筋トレ教室である「スロトレ」や、「認知症予防運動」等が定期的に開催されているほか、介護予防ボランティア養成講座を実施しており、社会的役割創出の場にもなっています。

こういった活動について、自立支援に役立つようにケアプランへ積極的に 活用しましょう。

#### 2. 生活支援体制整備事業について

生活支援等のサービス体制を整備するためには、元気な高齢者も参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人、地縁組織等、多様な主体による多様なサービスを提供する体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。そのため、資源開発やネットワーク構築といったコーディネート機能を果たす、「生活支援コーディネーター」を配置し、各地域における、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が集まって、定期的な情報共有及び連携を強化する場としてのネットワークである「協議体」を設置しています。

## (1)協議体で話し合うこと

支え合い活動等地域の情報や、今後、自分たちの住むまちをどのようにしたいか、どんなまちだったら安心して暮らせるか等を話し合います。その中で、「介護予防」、「生活支援」、「社会参加」を重視しながら、地域活動のつながりや見守り活動、趣味や体操等の居場所づくり、生活支援活動等、その地域に合った支えあいの仕組みづくりを話し合います。

# (2) 生活支援コーディネーターと協議体の役割

# ①地域の高齢者支援のニーズと地域資源の把握、見える化

# ②資源の開発

- ・地域に不足するサービスの創出 (生活支援の支え合い活動や、体操等のできる通いの場)
- ・サービスの担い手の育成
- ・元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保
- ③関係者間のネットワークの構築
- **④**ニーズとサービスのマッチング

#### (3) 各協議体のイメージ

# 第1層・第2層・第3層のイメージ



第1層(市全域)

- 市全体で必要とされる生活支援の活動(サービス)の検討
- 担い手の養成、活動する場の確保などの検討



#### 連携



第2層(自治会支部) 圏域)

- 各種団体間の情報共有、地域に必要な生活支援の把握
- 地域で必要とされる生活支援の活動(サービス)の検討



第3層(自治会·地区社 協·各種活動団体)

- 地域の困りごとの把握
- 地域で行っている活動の拡充

#### (4)協議体の設置状況

第1層協議体(市全体で1つ) (富士宮市地域支えあいプロジェクト) 第1層生活支援コーディネーター (委託業者1名、市職員1名)

委員構成(委員は20名以内で構成し、令和4~6年度は委員16名) 社会福祉協議会、地区社協、区長会連合会、民生委員児童委員、第2層協議体代表者 富士宮市ボランティア連絡会、ふじさんシニアクラブ、シルバー人材センター

第2層協議体(市内7か所設置)

第2層生活支援コーディネーター (社会福祉協議会委託)

大宮西

芝川

富士根北 富士根南 大宮中 大宮東 富丘 大富士

上野北山

上井出 白糸

委員構成:区長会、地区社協、民生委員、包括支援センター、ふじさんシニアクラブ、地元企業等

## (5) 介護予防ケアマネジメントにおける連携

これからは、生活支援コーディネーターから地域における支え合い活動や 居場所等(インフォーマルサービス)の情報提供を受け、自立支援に役立つよ うに積極的にケアプランへ盛り込むことが重要です。

また、地域において把握したニーズや、不足している資源について、地域ケア会議、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターや協議体等を通じて発信することで、新たな支え合い活動が生まれたり、課題解決につながることが期待されます。あったらいいなと思うサービスについて協働して創り出していきましょう。

ニーズ	<ul><li>・日常のちょっとしたことを手伝っ</li><li>・おしゃべりがしたい</li><li>・運動がしたい</li></ul>	ってほしい など
不足する資源	・交流したり、体操できる居場所ない	fが、歩いて行ける範囲内に など

「あったらいいなサービス」をいっしょに創っていきましょう!



### 3. 地域ケア会議の活用

地域ケア会議とは、支援が必要な高齢者への適切な支援を行うための検討を、多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアを推進していくひとつの方法です。個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例の検討等から明らかになった地域の課題等への対応を検討する「地域ケア推進会議」に分けられます。

介護予防ケアマネジメントにおいて、「なりたい自分」に向けて自己決定を 支援するため、地域ケア会議の活用は有効です。なぜならアドバイザー等の 多職種が連携することで、本人へ働きかける選択肢が増えること、地域に埋 もれていた地域資源を発掘、開発できる可能性があることで、よりセルフケ アが高められ、自立支援につながるからです。

また、地域の互助で対応できる課題は、協議体や生活支援コーディネーターと連携して取り組んでいきます。

地域ケア会議は地域包括支援センターが開催します。支援について悩んだら、地域包括支援センターに御相談ください。

# Ⅱ 介護予防ケアマネジメント

# 1 自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方

介護保険法第1条に「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と謳われています。自立支援とは、要介護状態となり、生活の一部、またはその多くを誰かの支援が必要となった場合でも、その人らしく生きる権利があり、「自分のことは自分で決める」「自分のことは自分で選ぶ」ことができるよう支援することです。自立支援とは、「要支援」認定の人だけではなく、「要介護」認定の人に対しても共通する理念です。

「要支援」認定の人や「総合事業対象者」の人は、掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっていますが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為(ADL)は自立していることが多いです。第9期の介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の中で、要支援認定者の20.4%、総合事業対象者の26.4%が、健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたい、参加してもよいと回答しています。このような状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで自立意欲の向上につなげていくことが期待されます。

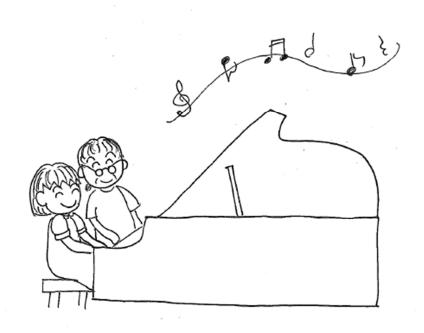
利用者が自分の課題に気づき、そこから「したい」「できるようになりたい」 という意欲につなげ、実現可能な目標を設定し、目標達成に向け、具体的に行動 できるように支援し、その上で、**地域の力を借りながら、新しい仲間作りの場や**  楽しみとなる、生きがい活動の場への参加に焦点を当て、できるようになった生活行為の維持に引き続き取り組むところまで結びつけるケアマネジメントが求められています。目先の困りごとに介護保険サービスだけを当てはめ解決するのではなく、自立支援に資するような居場所に通い続け、地域で生きがいや役割を持って生活できるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。介護予防サービス・支援計画書(以下「ケアプラン」という。)に、利用者に関わるできるだけ多くのインフォーマルサービスを記載し、利用者も家族も介護保険サービス提供事業者も意識していきましょう。くれぐれも「隣の〇〇さん、デイサービスに行くようになったら、寄合処に来ないし、見かけなくなって・・・元気かどうかも分からない」ということにならないようにしましょう。

# ●富士宮市の実際の事例

95歳 ピアノ教室の先生 転倒し、骨折し、手術。

「もう一度、こどもたちにピアノを教えたい!!|

訪問型サービス C (短期集中)を利用し、見事、ピアノが弾けるまで回復し、ピアノ教室再開。



# 2 介護予防ケアマネジメントのプロセス

ケアマネ ジメント のプロセス	ケア プラン	利用する サービス		開始月	翌月以降
			ケアプラン期間	最長	:認定有効期間
			担当者会議	実施	認定更新時 区分変更申請時 必要時
介 護 予 防	現 行 様	介護予防 サービス	モニタリング		3月に1回訪問 (テレビ電話装置等利用 6 月に1回) 毎月電話
支 援	式		評価		12か月ごと ケアプラン期間終了時 必要時
			報酬	介護予防支援費 初回加算 (委託連携加算)	介護予防支援費
			ケアプラン期間	最長	:認定有効期間
介護予		介護現行様式のではサークの </td <td>担当者会議</td> <td>実施</td> <td>認定更新時 区分変更申請時 必要時</td>	担当者会議	実施	認定更新時 区分変更申請時 必要時
防 ケ ア マ	行		モニタリング		3月に1回訪問 (テレビ電話装置等利用6 月に1回) 毎月電話
ネジメ			評価		12か月ごと ケアプラン期間終了時 必要時
> 		サービス	報酬	介護予防ケアマネ ジメント A 費 初回加算 (委託連携加算)	介護予防 ケアマネジメント A 費
ケ			ケアプラン期間	最長	:認定有効期間
ア	簡	訪問型	担当者会議	実施	必要時
₹ ,	略	サービス	モニタリング		必要時
へ	化 さ れ	化 さ れ ・	評価		12か月ごと ケアプラン期間終了時 必要時
が ド B	た 様 式	通所型 サービス A	報酬	介護ケアマネジメ ント B 費 初回加算 (委託連携加算)	介護予防 ケアマネジメント B 費

# 3 介護予防ケアマネジメントの手順

# ●介護予防ケアマネジメント実施の手順

(1)介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認

▼ (2)介護予防ケアマネジメント利用手続き **↓** 

(3)介護予防ケアマネジメント

- (3)-1 アセスメント
- (3)-2 ケアプラン原案作成
- (3)-3 サービス担当者会議
- (3)-4 利用者への説明・同意
- (3)-5 ケアプランの確定・交付
- (3)-6 サービス事業利用開始
- (3)-7 モニタリング(給付管理)
- (3)-8 評価 -

# ●介護予防ケアマネジメント 詳細な手順

手順		実施内容	ポイント	仕様する様式	担当者
対	(1) 介	相談者の相談	・基本チェックリスト受付票の	①基本チェッ	地域包括支
対象者要件	介護予防	目的や希望す	項目を確認しながら、相談目的	クリスト受付	援センター
件	ケ	るサービスの	や目標とする生活等を確認す	票	職員
確	アマ	聴き取り	る。		
	ネジ	介護予防日常	・介護保険要介護・要支援認定	①介護保険	
	メン	生活支援総合	の有無を確認する。	被保険者証	
	<b> </b>	事業について	・介護保険要支援・要介護認定		

の説明	がされておらず、身体状況や相		
介護保険制度	談目的により、介護予防・生活	②介護保険や	
についての説	支援サービスの利用が適して	総合事業に	
明	いるとアセスメントした場合、	ついての	
	介護予防・日常生活総合事業に	パンフレット	
	ついて説明する。		
	①自立支援や重症化予防		
	②本人が目標を立て、一定期間		
	取り組み、達成後は自立に向け		
	た次のステップに移行するこ		
	٤		
	③状況が変化したり、予防給付		
	や介護給付によるサービスが		
	必要になった場合は、介護保険		
	認定申請ができること		
介護予防ケア	・総合事業の利用を希望した場	①基本チェッ	地域包括支
マネジメント	合、基本チェックリストを実施	クリスト受付	援センター
対象者要件の	する。	票	職員
確認	・基本チェックリストの結果、	②基本チェッ	
	事業対象者に該当した場合、介	クリスト	
	護予防ケアマネジメント依頼	③介護予防ケ	
	(変更)届出書を記入する。ま	アマネジメン	
	た、個人情報使用について説明	ト依頼(変更)	
	し、基本チェックリスト受付票	届出書	
	の個人情報使用の同意の欄に	4介護保険被	
	署名してもらう。	保険者証	
	・事業対象者が、基本チェック		

			T	T
		リスト受付票、基本チェックリ		
		スト、介護予防ケアマネジメン		
		ト依頼(変更)届出書、被保険		
		者証を高齢介護支援課に届け		
		出る。		
		(※事業対象者に代わって、地		
		域包括支援センター職員が届		
		け出ることも可能。)		
	介護保険被保	・「事業対象者」である旨、認		高齢介護支
	険者証の交付	定日、認定有効期間、担当する		援課
		地域包括支援センター名が印		
		字された介護保険被保険者証		
		が事業対象者宅に郵送される。		
(2)	介護予防ケア	・利用者宅等で行う。	①重要事項	地域包括支
(2) の手続き 防	マネジメント	・重要事項を文書で説明し、	説明書	援センター
き防ケ	利用について	利用者の同意を得る。	②個人情報使	職員
きがケアマネジ	の説明と同意	・個人情報使用についての同意	用同意書	
ネジ		を得る。	③介護予防支	
			援・介護予防	
メント 利 用			ケアマネジメ	
用			ント契約書	
(3)	アセスメント	・利用者宅を訪問し面接により	①興味関心	地域包括支
護		実施する。	シート	援センター
ングケ		「できない」という課題から	②利用者基本	(介護支援
3介護予防ケアマネジメ		「したい」「できるようになる」	情報	専門員)
ネジ		という目標に変換できるよう		
×		にする。		

ケアプラン         ・利用者が自分の目標を立てられるように支援する。         ②総合事業の選択例(P12)を選択例(P12)を選択例(P12)を要扱ってのでは、総合事業の選択例(P12)を要素事業所に委託している場合、サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターがケアプランを確認する。         資料例(P12)を参照           サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターがケアプランを確認する。         サービス担当者会議の前に、地域包括支援を担当者、家族等)が行うことを明確化する。         指定居宅介護支援事業所に委託した場合も、初回のサービス担当者会議の内容を認定は地域包括支援センター職員が出席する。           利用者への説明・同意を表えたケアプランについて、利用者及び家族に説明し、同意を得る。         ・中にス担当者会議の内容を認まえたケアプランについて、利用者及び家族に説明し、同意を得る。         地域包括支援専門員)           ケアプランの確定・交付         ・確定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を決定したケアプランを利用者を対している。         地域包括支援やンター	1			
・サービス選択に当たっては、 ②総合事業の 選択例 (介護支援 専門員) を	ケアプラン	・利用者が自分の目標を立てら	①ケアプラン	地域包括支
総合事業の選択例(P12)を参照すること。指定居宅介護支援事業所に委託している場合、サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターがケアプランを確認する。サービス担当者、家族等)が行うことを明確化する。 相定居宅介護支援事業所に委託した場合も、初回のサービス担当者、家族等)が行うことを明確化する。 初回のサービス担当者会議には地域包括支援センター職員が出席する。 地域包括支援センター職員が出席する。 かサービス担当者会議の内容を明・同意 踏まえたケアプランについて、利用者及び家族に説明し、同意を得る。 たアプランの・確定したケアプランを利用者 地域包括支援専門員)	原案作成	れるように支援する。		援センター
参照すること。指定居宅介護支援事業所に委託している場合、サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターがケアブランを確認する。サービス担当者へと関係者(サービス担当者、家族等)が行うことを明確化する。 初回のサービス担当者会議には地域包括支援センター職員が出席する。 地域包括支援・センター職員が出席する。 が明・同意 踏まえたケアブランについて、利用者及び家族に説明し、同意を得る。 ケアブランの・確定したケアブランを利用者 地域包括支援・専門員)		・サービス選択に当たっては、	②総合事業の	(介護支援
接事業所に委託している場合、サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターがケアプランを確認する。 サービス担当 ・ケアプランの目標を共有し、		総合事業の選択例(P12)を	選択例	専門員)
サービス担当者会議の前に、地域包括支援センターが ケアプランを確認する。 サービス担当 ・ケアプランの目標を共有し、 著会議 利用者本人と関係者(サービス 担当者、家族等)が行うことを 明確化する。 利用者への説・サービス担当者会議の内容を 明・同意 踏まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意 を得る。 ケアプランの ・確定したケアプランを利用者  地域包括支援 専門員)		参照すること。指定居宅介護支	(P12)を	
地域包括支援センターが ケアプランを確認する。 サービス担当 ・ケアプランの目標を共有し、		援事業所に委託している場合、	参照	
サービス担当 ・ケアプランを確認する。 指定居宅介 者会議 ・カ用者本人と関係者(サービス 担当者、家族等)が行うことを 明確化する。 初回のサービス担当者 会議には地域包括支援 センター職員が出席する。 が明市 さる。 地域包括支援 明・同意 踏まえたケアプランについて、利用者及び家族に説明し、同意を得る。 中員) ・確定したケアプランを利用者 地域包括支		サービス担当者会議の前に、		
サービス担当 ・ケアプランの目標を共有し、 者会議 利用者本人と関係者(サービス 担当者、家族等)が行うことを 明確化する。 初回のサービス担当者 会議には地域包括支援 センター職員が出席する。 地域包括支援 明・同意 踏まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意を得る。 専門員) 地域包括支援		   地域包括支援センターが		
者会議 利用者本人と関係者(サービス 担当者、家族等)が行うことを 明確化する。		ケアプランを確認する。		
担当者、家族等)が行うことを 明確化する。 所に委託した場合も、 初回のサービス担当者 会議には地域包括支援 センター職員が出席する。 利用者への説 ・サービス担当者会議の内容を 明・同意 踏まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意 を得る。 ケアプランの ・確定したケアプランを利用者 地域包括支	サービス担当	・ケアプランの目標を共有し、		指定居宅介
明確化する。	者会議	   利用者本人と関係者(サービス		護支援事業
初回のサービス担当者 会議には地域包括支援 センター職員が出席する。 利用者への説 ・サービス担当者会議の内容を 明・同意 踏まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意 を得る。 ケアプランの ・確定したケアプランを利用者 地域包括支		担当者、家族等)が行うことを		所に委託し
利用者への説 明・同意・サービス担当者会議の内容を 関まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意 を得る。地域包括支 援センター (介護支援 専門員)ケアプランの ・確定したケアプランを利用者地域包括支		   明確化する。		た場合も、
会議には地域包括支援センター職員が出席する。  利用者への説・サービス担当者会議の内容を明・同意 踏まえたケアプランについて、 援センター (介護支援を得る。 専門員)  ケアプランの ・確定したケアプランを利用者 地域包括支				初回のサー
域包括支援 センター職員が出席する。   利用者への説 ・サービス担当者会議の内容を 明・同意   踏まえたケアプランについて、				ビス担当者
利用者への説・サービス担当者会議の内容を 助・同意地域包括支 援センター (介護支援を得る。ケアプランの・確定したケアプランを利用者地域包括支				会議には地
利用者への説・サービス担当者会議の内容を 地域包括支 ・サービス担当者会議の内容を 明・同意地域包括支 援センター (介護支援 を得る。ケアプランの・確定したケアプランを利用者地域包括支				域包括支援
利用者への説・サービス担当者会議の内容を 助・同意地域包括支 援センター (介護支援を得る。ケアプランの・確定したケアプランを利用者地域包括支				センター職
利用者への説 ・サービス担当者会議の内容を 明・同意 踏まえたケアプランについて、 利用者及び家族に説明し、同意 (介護支援を得る。 専門員) ケアプランの ・確定したケアプランを利用者 地域包括支				員が出席す
明・同意 踏まえたケアプランについて、 援センター 利用者及び家族に説明し、同意				る。
利用者及び家族に説明し、同意 (介護支援を得る。 専門員) ケアプランの ・確定したケアプランを利用者 地域包括支	利用者への説	・サービス担当者会議の内容を		地域包括支
を得る。       専門員)         ケアプランの <td・確定したケアプランを利用者< td="">       地域包括支</td・確定したケアプランを利用者<>	明・同意	  踏まえたケアプランについて、		援センター
ケアプランの・確定したケアプランを利用者 地域包括支		   利用者及び家族に説明し、同意		(介護支援
		を得る。		専門員)
確定・交付とサービス提供事業者に交付援センター	ケアプランの	・確定したケアプランを利用者		地域包括支
	確定・交付	  とサービス提供事業者に交付		援センター
する。 (介護支援		する。		(介護支援

		専門員)
個別サービス	・第1号事業所が作成する個別	地域包括支
計画作成の指	サービス計画書がケアプラン	援センター
導及び報告の	の内容に沿って作成されるよ	(介護支援
聴取	うに必要な援助を行うととも	専門員)
	に、個別サービス計画書の提出	
	を求める。サービスの提供状況	
	や利用者の状態に関する報告	
	を聴取する。	
モニタリング	・少なくとも3月に1回及びサ	地域包括支
	ービス評価期間が終了する月	援センター
	並びに利用者の状況に著しい	(介護支援
	変化があった時には、利用者宅	専門員)
	を訪問し、利用者に面接する。	
	・テレビ電話装置等を利用し6	
	月に1回の訪問を希望する場	
	合は、要件を満たすか、サービ	
	ス担当者会議等で検討する。	
	・利用者の居宅を訪問しない月	
	においては、可能な限り、通所	
	型サービスに係る事業所を訪	
	問するなどの方法により利用	
	者に面接するように努めると	
	ともに、面接ができない場合に	
	あっては、電話等により利用者	
	との連絡を実施する。	
	・少なくとも1月に1回、モニ	

	タリング結果を記録する。		
	・利用者の状態が変化している		
	場合、評価を行ったうえで、介		
	護保険申請や介護保険認定区		
	分変更申請を検討する。		
給付管理	・サービス事業所から提出され	給付管理票	地域包括支
	たサービス利用実績を確認し、		援センター
	給付管理票を作成する。		
評価	・ケアプランに位置付けた期間		地域包括支
ケアプランの	が終了する時、及びモニタリン		援センター
変更	グの結果、ケアプランの変更が		(介護支援
	必要と判断した時は、ケアプラ		専門員)
	ンの目標達成状況について評		
	価する。		
	・評価の期間について		
	①「介護予防支援、介護予防ケ		
	アマネジメントA」は口腔機能		
	向上加算等、加算算定に関わら		
	ず、12月に1回は評価		
	②「訪問型サービス C・通所型		
	サービス C」3 月事後評価		
	・利用者の状態が変化している		
	場合、評価を行ったうえで、介		
	護保険申請や介護保険認定区		
	分変更申請を検討する。		

# 4 様式の説明

# 【基本チェックリスト受付票】

受付票の「相談の目的」「治療中の病気」「運動制限や日常生活の制限の有無」「目標とする生活」を確認し、基本チェックリストの実施がよいか、介護保険認定申請がよいか、インフォーマルサービスの紹介や利用支援がよいか等、検討する。基本チェックリストを実施し、基準に該当した場合、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を説明し、記載してもらう。個人情報使用についても説明し、同意を得る。

-2								
基本チェッ	クリスト受付票			受任	付日	令和	年	月日
フリガナ			富士富市				性別	男・女
氏名		住所					家族構成	独居
生年月日 S	年 月 日	年齢	歳	電話	(自宅)			
訪問 - 連絡先	氏名	(統柄)	).	(電話)				
認定情報	被保険者番号(		)介護度	無、要	支援1・2、	要介護	1 . 2 . 3	3 · 4 · 5 )
BOALIN HX	有効期間(令和 全	手 月 日	~令和	年	月 日)			
担当ケアマネジ・	ヤー 氏名(		) 事業	所名(			)	
現在利用しているサー	ーピス							
1 相談の目的								
① 家事支援	掃除 買い物 調理 決	灌						
	閉じこもり ・ 交流							
	筋力の低下( 上肢 ・下肢	)	骨折後(	部位		)		
<ul><li>③ 認知機能の低下</li></ul>								
<ul><li>⑤ 入浴</li></ul>								
⑥意欲低下	環境の変化(有・無 )							
⑦その他								
	視覚障害(有・無) 聴覚調	(有·無)						
2 現在治療中の病	気(薬の処方・定期的な検	査等)や、	今までに治	療を受し	けたことが	ある病	気があり	ますか?
① 脳卒中 (脳梗塞・	脳出血等)	有・無	· 治療中	病院名(			)	
② 高血圧症		有・無	· 治療中	病院名(			)	
③ 心臓病 (心筋梗塞		有・無					)	
	脈・発作性上室性頻脈等)	有·無					)	
⑤糖尿病		有・無					)	
⑥整形外科疾患(	)	有・無					)	
⑦ 精神疾患 ⑧ その他		有 ・ 無	・治療中	<b>兩阮名</b> (			)	
@ ~ O IE								
	r りつけの医師等から「道 ⇒ どのような内容ですか?		日常生活を	制限」	されていま	きすか	?	
inix · an	> COLTANACTOR!							)
	L							J
4 目標とする生	活							
本人								
家族								
いばかばす様 しころ	- 外陸車機米舗以仁2事券件	the in to do it	利用水平	him & min	ロナスルディ	ft Z ni	14 10-4	S 611 - 1
	<ul><li>一や健康増進課が行う事業実 エックリストの記入内容を、</li></ul>							
	者、介護保険施設、主治医、							
	<u>令和</u>	年 月	<u>B</u>	氏名				

#### 【基本チェックリスト】

基本チェックリストとは、高齢者が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかチェックするためのツールであり、全25項目の質問で構成されます。チェックした項目から、「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定します。質問項目に対し、高齢者自身が答えることで、自身では気づきにくい心身の衰えやリスク等を把握し、在宅での生活を維持するための生活支援サービスや介護予防等に早期につなげることを目的とします。

事業対象者とは、省令第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(基本チェックリスト)の記入内容が同基準様式第2(P31を参照。)に掲げるいずれかの基準に該当した者です。

#### 様式第1

					基本を	チェックリスト			
9	実施日	令和	年	月	B	氏名			
	住所					生年月日	T·S	年	月 日
			質問	項	В			かに〇を ください	
1	バスや電	車で一人で外	出していま	すか			0.はい	1.いいえ	d
2	日用品の	買い物をして	いますか				0.はい	1.いいえ	1~20まで 10億円
3	預貯金の	出し入れをし	ていますか				0.はい	1.いいえ	1
4	友人の家	を訪ねていま	すか				0.はい	1.いいえ	1
5	家族や友	人の相談にの	っています	か			0.はい	1.いいえ	1の数
6	階段を手	すりや壁をつ	たわらずに	のぼって	いますか		0.はい	1.いいえ	運動機能但
7	椅子に座・	った状態から	何もつかま	らずに立	ち上がって	いますか	0.はい	1.いいえ	6~10まで 3億円
8	15分位	売けて歩いて	いますか				0.はい	1.いいえ	1
9	この一年	間に転んだこ	とがありま	すか			1.はい	0.いいえ	1
10	転倒に対	する不安は大	きいですか				1.はい	0.いいえ	1の数
11	6ヶ月間	で 2 ~ 3 kgl)	上体重減少	がありま	<b>したか</b>		1.はい	0.いいえ	低栄
	身長(	) cm	体重(		) kg	(BMI- )			11~12まで 2個日
12	₩ BMI=	体重(kg)÷ \$	長(m)÷身	長(m)か	18.5未満の	場合に該当とする	1.はい	0.いいえ	1の数
13	半年前に	七ぺて硬いも	のが食べに	くくなり	ましたか		1.はい	0.いいえ	口腔機能促
14	お茶や汁物	物等でむせる	ことがあり	ますか			1.はい	0.いいえ	13~15まで 2個年
15	口の渇きが	が気になりま	すか				1.はい	0.いいえ	1の数
16	週に1回	以上は外出し	ていますか				0.はい	1.いいえ	16~17まで 閉じこも
17	昨年と比べ	ベて外出の回	数が減って	いますか			1.はい	0.いいえ	1の数
18	周りの人	から「いつも	同じことを	聞く」等	の物忘れた	があると言われますか	1.はい	0.いいえ	認知機能促
19	自分で電	活番号を調べ	て、電話を	かけるこ	とをしてし	いますか	0.はい	1.いいえ	18~20まで 1億円
20	今日は何	月何日かわか	らないこと	時があり	ますか		1.121	0.いいえ	1の数
21	(ここ2差	間)毎日の	生活に充実	感がない			1.はい	0.いいえ	ò
22	(ここ2美	(間) これま	で楽しんで	やれてい	たことが楽	しめなくなった	1.はい	0.いいえ	21~25まで 2個に
23	(ここ2)	間)以前は	楽に出来て	いたこと	が今ではお	っくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	]
24	(ここ2美	間)自分が	役に立つ人	間だと思	えない		1.はい	0.いいえ	]
25	(ここ2)	間) わけも	なく疲れた	ような感	じがする		1.はい	0.いいえ	1の数

# 質問項目と判断基準

N	質問項目			判断基準
0				
1	バスや電車で	0. はい	1. いいえ	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利
	1人で外出し			用して外出しているかどうかを尋ねています。1
	ていますか			人で自家用車を運転して外出している場合や自
				分でタクシーを呼んで外出する場合も含まれま
				す。
2	日用品の買い	0. はい	1. いいえ	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行
	物をしていま			っているかどうか(例えば、必要な物品を購入し
	すか			ているか)を尋ねています。頻度は、本人の判断
				に基づき回答してください。電話やネットでの注
				文のみで済ませている場合は「いいえ」となりま
				す。
3	預貯金の出し	0. はい	1. いいえ	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋
	入れをしてい			ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人
	ますか			の判断により金銭管理を行っている場合に「は
				い」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し
				入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪	0. はい	1. いいえ	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。
	ねていますか			電話やメールによる交流や家族・親戚の家への訪
				問は含みません。
5	家族や友人の	0. はい	1. いいえ	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ね
	相談にのって			ています。面談せずに電話のみで相談に応じてい
	いますか			る場合も「はい」とします。
6	階段を手すり	0. はい	1. いいえ	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているか
	や壁をつたわ			どうかを尋ねています。時々、手すり等を使用し
	らずに昇って			ている程度であれば「はい」とします。手すり等
	いますか			を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に
				手すり等を使っている場合には「いいえ」となり
				ます。

		ı		
7	椅子に座った	0. はい	1. いいえ	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上
	状態から何も			がっているかどうかを尋ねています。時々、つか
	つかまらずに			まっている程度であれば「はい」とします。無意
	立ち上がって			識にどこかに触れる場合は「いいえ」とします。
	いますか			
8	15 分位続けて	0. はい	1. いいえ	15 分位続けて歩いているかどうかを尋ねていま
	歩いています			す。屋内、屋外等の場所は問いません。途中で休
	か			憩する場合は、「いいえ」とします。
9	この1年間に	1. はい	0. いいえ	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋
	転んだことが			ねています。
	ありますか			
10	転倒に対する	1. はい	0. いいえ	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本
	不安は大きい			人の主観に基づき回答してください。
	ですか			
11	6カ月で2~	1. はい	0. いいえ	6カ月間で2~3Kg 以上の体重減少があったか
	3Kg 以上の体			どうかを尋ねています。6カ月以上かかって減少
	重減少があり			している場合は「いいえ」となります。
	ましたか			
12	身長、体重	BMI=体重	重(kg)÷身	身長、体重は、整数で記載してください。体重は
		長 (m)	÷身長(m)	1カ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載し
		が18.5	未満の場合	て差し支えありません。
		に該当		
13	半年前に比べ	1. はい	0. いいえ	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか
	て固いものが			どうかを尋ねています。入れ歯の具合が悪くて食
	食べにくくな			べにくくなった場合も「はい」とします。半年以
	りましたか			上前から固いものが食べにくく、その状態に変化
				が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等	1. はい	0. いいえ	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかど
	でむせること			うかを、本人の主観に基づき回答してください。
	がありますか			
15	口の渇きが気	1. はい	0. いいえ	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観
	になりますか			に基づき回答してください。

	1			
16	週に1回以上	0. はい	1. いいえ	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月
	は外出してい			の状態を平均してください。
	ますか			
17	昨年と比べて	1. はい	0. いいえ	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少
	外出の回数が			傾向にある場合は「はい」となります。
	減っています			
	か			
18	周りの人から	1. はい	0. いいえ	本人は物忘れがあると思っていても、周りの人か
	「いつも同じ			ら指摘されることがない場合は「いいえ」となり
	事を聞く」など			ます。本人の自覚はなくても、周りから言われる
	の物忘れがあ			場合は「はい」となります。
	ると言われま			
	すか			
19	自分で電話番	0. はい	1. いいえ	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話を
	号を調べて、電			かけているかどうかを尋ねています。誰かに電話
	話をかけるこ			番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤ
	とをしていま			ルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」
	すか			となります。
20	今日が何月何	1. はい	0. いいえ	今日が何月何日かわからない時があるかどうか
	日かわからな			を、本人の主観に基づき回答してください。月と
	い時がありま			日の一方しか分からない場合には「はい」となり
	すか			ます。カレンダーや携帯電話で確認する場合は
				「はい」となります。
21	(ここ2週間)	1. はい	0. いいえ	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答し
	毎日の生活に			てください。
	充実感がない			
22	(ここ2週間)	1. はい	0. いいえ	
	これまで楽し			
	んでやれてい			
	たことが楽し			
	めなくなった			

23	(ここ2週間)	1. はい	0. いいえ
	以前は楽に出		
	来ていたこと		
	が今はおっく		
	うに感じられ		
	る		
24	(ここ2週間)	1. はい	0. いいえ
	自分が役に立		
	つ人間だと思		
	えない		
25	(ここ2週間)	1. はい	0. いいえ
	わけもなく疲		
	れたような感		
	じがする		

#### 様式第2

- ① 様式第一の質問項目 No.1~20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目 No.6~10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目 No.11~12 の 2 項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目 No.13~15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目 No.16 に該当
- ⑥ 様式第一の質問項目 No.18~20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目 No.21~25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当
- (注) この表における該当(No.12 を除く。)とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No.12 に限る。) とは、BMI = 体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) が 18.5 未満の場合をいう。 【介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書】 居宅要支援被保険者又は総合事業対象者は、指定介護予防支援または介護予防 ケアマネジメントを受けることについて、市に届け出ることが必要です。

根拠法令:介護保険法第53条1項

富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領 第13条

A att 7 Pt 11	2 - 31 - 7 /2 - 12 - A - 3# - 2 Pb
	ごス計画作成・介護予防
ケアマネジメン	/ ト依頼(変更)届出書
	区 分 年
被保険者氏名	被保険者番号
フリガナ	
	生年月日
	明・大・昭 年 月 日
	を依頼(変更)する介護予防支援事業者
	放頼 (変更) する地域包括支援センター   介護予防支援事業所又は   〒
地域包括支援センター	地域包括支援センターの所在地
事業所番号	
	電話番号 ()
	ジメントを受託する居宅介護支援事業者 爰又は介護予防ケアマネジメントを受託する場
合のみ記入してください。	
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地
事 業 所 番 号	
企議 予防 支援 事業 所 若 L く け 絶 域 気 刻	電話番号 ( ) 舌支援センター又は居宅介護支援事業所を変更
する場合の理由等	
※変更する場合のみ記入してく	ださい。 変更年月日
	(年月日付)
富士宮市長	(地域気妊支援センカー) アム雄子吐止
	(地域包括支援センター) に介護予防サー rアマネジメントを依頼することを届け出
します。	
年 月 日 住所	
被保険者	
氏名	電話番号 ( )
□被保険者資格□○企識予防支援事業	□届出の重複 注者事業所(地域包括支援センター)番号
確認欄口介護予防又货事業	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	ービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメント
2 介護予防サービス計画の作	次第速やかに富士宮市へ提出してください。 「成者しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する
	包括支援センター)又は介護予防支援若しくは介 話する居宅介護支援事業所を変更するときは、変 医士宮市に届け出てください。届け出のない場合、

# 【興味関心シート】

課題調整後の具体的な目標設定や取り組みにつなげていくためのツールとして活用してください。趣味、楽しみ、特技や友人、地域との関係等が聞き取れるように工夫されたシートです。

生活行為	L	l	興	生活行為	L	L	興
	て	て	味		て	て	味
	い	み	が		い	み	が
	る	た	あ		る	た	あ
		い	る			い	る
自分でトイレに行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グランドゴルフ・ 水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親族との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他 ( )				その他 ( )			

# 【利用者基本情報】

全体像を簡略に把握するための書式。変更があった都度、更新します。個人情報使用に関する同意の欄は、利用者及び家族と指定介護予防支援事業所が契約する際、個人情報の第三者提供について同意を得ている場合は不要です。

《基本情報》						作成担当	者:	
相談日	年	月	日( )	来 所・その他	_	話 )	初再来	回 (前 /
本人の現況	在宅・入院	又は入所中	(			)		
フリカ゚ナ 本人氏名				男・女	м•т	·s 年	月	日生 ( ) 歳
住 所					Fax		(	)
日常生活自立度	障害高齢者の							1 · B 2 · C 1 · C
認定情報	認知症高齢を 非該当・要う 有効期限:	支1・要支	2・要介	·要介2·	要介:	3 · 要介 4 ·		
障害等認定	身障()	、療育(	)、精神	<b>(</b> ), j	推病(	), (	)	
本人の 住居環境	自宅・借家	・一戸建て	・集合住宅	き・自室の有	無(	)階、住	宅改修	の有無
经済状况	国民年金・原	9生年金・	障害年金・	生活保護・	(	)		
					家	家族構成	9	Dロ-本人、O-女性、ロ-男も ●■-ポニ、 ☆-ギーパーソン 上介護者に「主」
(相 談者) 住 所			続		家族	家族構成	1	9日-本人、○-女性、日-男も ●■-児に、☆-ギーバーソン 注介護者に「主」 創介護者に「副」 (同居家族は○で朋む)
(相 族者)			統柄		-	家族構成	1	●■-死亡、☆-ギーバーソン E介護者に「主」 目介護者に「副」
(相 談者) 住 所	氏名	続柄	柄	・連絡先	族	家族構成	1	●■-死亡、☆-ギーバーソン E介護者に「主」 目介護者に「副」
(相 談者) 住 所	氏名	綾柄	柄	・連絡先	族	家族構成	1	●■-死亡、☆-ギーバーソン E介護者に「主」 目介護者に「副」
(相 談者) 住 所	氏名	綾柄	柄	・連絡先	族	家族構成	1	●■-死亡、☆-ギーバーソン E介護者に「主」 目介護者に「副」
(相 談者) 住 所	氏名	綾柄	柄	・連絡先	族	家族構成	1	●■-死亡、☆-ギーバーソン E介護者に「主」 目介護者に「副」

# 利用者基本情報 (裏面)

#### (介護予防に関する事項)

今までの生活				
	-1	日の生活・す	ごし方	遺味・楽しみ・特技
現在の生活状況(どんな暮らしを送っているか)				
	時間	本人	介護者・家族	
				友人・地域との関係

#### 《現病歴・既往歴と経過》(新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く)

年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に女)	経過	治療中の場合は内容
年月日		Tel	治療中 経過觀察中 その他	
年 月 日		Tel	治療中 経過戦祭中 その他	
年 月 日		Tel	治療中 経過観察中 その他	
я я п		Tel	治療中 経過数察中 その他	

# (現在利用しているサービス)

非公的サービス
 HENDY LIVE ON THE LIVE OF

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護 認定・要支援認定に係る調査内容。介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医怠見書と同様に、利 用者基本情報、支援・対応軽過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業 者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示す ることに同意します。

会和 年 月 日 氏名

# 【介護予防サービス・支援計画書】

介護予防ケアマネジメント A 様式

被保険者番号		計画作	成者			計画作成日 (家学日)			初回作成	E E			初	回·紹	介・継続		83	定済・申請	中
利用者氏名			様	要介護度	要支援	1 · 要支担	Ę2 ·	事業対象者	認定年月	日	年月	B B	有効認定期間	- 1	年月日	3	~	年	月日
担当地域包						委託の場合	: 計画作	成者事業所・事業所	所名及び所	在地(達	絡先)								
括 様とする生活								2000											
1日								1	年										
		本人・家族	領域に	おける課題		課題に対する	日標 ま	体策についての意		204					支援計	画			
アセスメント	領域と現在の状況	の 意欲・意向	(背景	景・原因)	総合的課題	と具体策の	提案	向本人·家族		標	目標につ	いての支援のボ	本人等のt4797や家 後、679-385-ビス		介護保険サービ 地域支援事業	スまたは サー	ピス種別	事業所	利用
重動・移動に	ついて		■有	□無		(目標)	(:	本人)			1				330075				
						(具体策)	_												
常生活(家)	庭生活)について		■有	□無	1	0411310	$\neg$							-					
土会参加・対人	関係・コミュニケー		□有	■無	1						$\vdash$			-		_			
/ョンについ	τ																		
遺管理につ	INT.		■有	□無	-						-		-			_			
	0.0		- "																
D健康状態に	one.					(A++C)	a strill a	『実施できない場合					③総合的な方	AL - A-D	CTHREE	30 M . 2 No	0.4F.Z.3. L		
	さいて 書、健診結果、観察	結果などを踏ま	えた留	意点				r実施できない場合 に向けた方針					OSCIPIA)	#f - 3E/	四小角壳病()	八番・予約6	0.117 F		
#74+79210	(現在した真面を発表) / (東西条件	m) **********			【参見	1				for	en]		F11+10	E C BB 4	A回音1	- 97 SH366 C	01.77 E	意いたしま	ď.
	○要な事業プログラムの特件の数1									Link									, ,
	連動 栄養改		物忘れ	7 - 7	包括支 ンター								[0]	己思	令利	年	月	日	
予防給付または	不足 善	ケア もりそ	予防	防援セ									FF.	名					

# 介護予防ケアマネジメントB様式

						画作成日		担当地域包括	支援センター		
	市介護予防ケアマネジ		アプランB		計画作	作成日		計画事業所			
	化したケアマネジメン							計画担当者			
認定結	果 事業対象者 ·	要支援1	· 要	支援 2							
利用者	名						ウリスト実施口 エックリストの	虚弱 /20	運動器 /5	低兴善 / 2	口腔機能 /3
生年月	B M T S	年	月	日(			を当基準 を当基準		2認知機能 / 3		
住所	富士宮市						N = 100 - 1				1
電話											
						サービス	利用期間	年 月 日~	年 月	日	
							支援計画(課題解	₹決への具体的対	策)		
				1年(本人の意 向)							
	アセスメント領域			みたい。							
				したい。			1 44				
改善	したいこと・困ってい 運動・移動	326	持続・改善	きすべき課題		具体的 · 家族	内容 サービス事業所		ーピス	評価( 年	月 日)
			1					7			
	日常生活(家庭生活)		1								
上会参加	・対人関係・コミュニ	ケーショ									
	健康管理		-								
F 57 54	画に同意します。	会和	年	月	В		支援センター	ロブラン継続	7	□介護給	
ACAT	min-1-1/0/ O dh 7 o	12.14	,	73	1-4	(意見)		□プラン変更	,——	□予防給	
										□事業対	可象者 个護予防事業
	氏名									口板	
					-					100	

目標とする生	1年	生きがいや楽しみをもとにした、達成したい目
活		標。夢ではないもの。
	1日	具体的でなおかつ達成感が得られる内容。目標と
		する生活のイメージ化。1日・1年どちらかの目
		標設定だけでも可能。
アセスメント	運動・移動	・自ら行きたい場所に移動できているか
領域と現在の	について	・杖や福祉用具、手段
状況		・自宅や屋外での歩行
		・交通機関を使っての移動状況
	日常生活	・日常に必要な品物の買物の状況
	(家庭生	・自分で選んで買っているか
	活)につい	・献立、調理の状況
	て	・家事(家の掃除、洗濯、ごみ捨て等)について
		の状況
		・預貯金の出し入れの状況
	社会参加、	・家族や友人との関係、交流の状況
	対人関係・	・友人を招いたり友人宅を訪問する状況
	コミュニケ	・家族・友人などとの会話や電話での意思疎通
	ーションに	・認知機能(見当識等)
	ついて	・地域での役割(老人クラブや町内会)
		・趣味や楽しみの状況
		・緊急時の対応状況
	健康管理に	・排泄の状況
	ついて	・入浴やシャワーの状況
		・肌、顔、歯、爪などの手入れ
		・健康への配慮(食事・運動・睡眠に気をつけて
		いる状況)
		・服薬管理、定期受診、飲酒や喫煙、健康の自己
		管理ができているか

# 本人・家族の意向 ・各アセスメント領域において確認した内容につい て、利用者・家族の認識を確認する。「○○できる ようになりたい | 「○○をやりたくない | と記載し、 利用者・家族どちらの認識か明確にし、その理由に ついて確認する。 ・利用者と家族の意向が異なった場合には、それぞ れ記載する。 ・家族が言っていることで、本人が傷つく言葉はそ のまま書かない。 ・否定的ないし、消極的な意向であった場合は、そ の意向に対し、ただちにプランを立てるのではな く、なぜ消極的なのか、否定的なのかという理由を 明らかにする。これは具体策を検討する際に参考情 報となる。 領域における課題 ・各アセスメント領域において、生活上の課題とな (背景・原因) っていることの背景・原因を分析する。 ・何が原因で、現在の状況になっているのかを記入 する。 ・課題がある場合「□有」にレ点を付け、分析した 内容を記載する。課題がない場合は「□無」にレ点 を付ける。 ・分析する場合は、実際の面談中の様子、利用者基 本情報、主治医意見書、生活機能評価の結果等の情 報をもとに、健康状態・心理・価値観・習慣・物的 環境・人的環境・経済状態等の観点から整理し、左 下の基本チェックリストの結果についても考慮す る。

総合的課題

・各領域における課題を総合して全体像をとらえ る。

・ここまでは、各領域ごとに記載する。

### 総合的課題

- ・領域における各課題共通の要因、背景等を見つけ、それらが引き起こす生活課題を記入する。
- ・危険性や可能性の予測を記入する。
- ・利用者にとって優先順位の高い順で課題を列挙する。
- ・複数の領域それぞれに課題があったとしても、その課題の原因や背景などが同一の場合、統合して、目標や具体策を立てたほうが、領域だけの課題でなく、利用者の全体像を理解し、より根本的な課題を引き出すことができる。
- ・意向や目標・具体策は書かない。
- 課題ごとに、1・2、と番号をふる。

# 課題に対する目標と 具体策

- ・「総合的課題」に対して目標と具体策を記載する。
- ・この目標は、利用者や家族に対して、専門家として て示す提案である。
- ・このため、目標は漠然としたものではなく、評価 可能で具体的なものとする。
- ・また、具体策についても、総合事業や予防給付だけではなく、生活機能の低下を予防するための、利用者自身のセルフケアや、家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。
- ・具体的には、「〇〇が必要。」「〇〇を行う。」と記載し提案する。次の右側の項目で同意が得られた場合にはここで提案した目標と具体策が目標と支援内容につながる。

#### 例)

[目標] (3か月後には)ひとりで□□まで歩いて 行けるようになる。

		[具体策]				
		①▼▼を利用して△△を行う。				
		②誰々が■■を行う。				
		3				
具体策について 	の意向	・左側の提案に対して取り組むのが困難であった				
本人・家族		り、継続することが難しいなど、利用者や家族の認				
		識や意向を聞き、記載する。				
		・具体策について単に意向を聞くだけでなく、具体				
		策の合意が得られなかった場合には、その理由や根				
		拠等について、利用者や家族の考えを把握し記載す				
		る。その理由や根拠が、次の項目の「目標」欄の根				
		拠となってくる。				
		・ここでの情報は、最終的な目標設定を合意する。				
		での足がかりとなる。本人・家族の意向と専門家と				
		してのケアマネジメントの考えをすりあわせる。				
目標		・前項目で利用者や家族とともに考え、合意した目				
		標を記載する。当初から、「課題に対する、目標と				
		│ │具体策」について合意を得られた場合にはそのまま				
		転記する。				
		・数量目標があれば、達成したかどうか評価しやす				
		い。				
		例)				
		・ひとりで~まで歩いて行けるようになる。				
		・一日に一度は、肉か魚を食べる。				
支援計画	目標に	・支援者側が支援実施における安全管理上のポイン				
	ついての	トや、目標に対して、具体的な支援を行う上での支				
	支援の	援者側の留意点を記載する。				
	ポイント	・健康状態について記載されている主治医の指示や				
		禁忌などを記載する。(リスクマネジメント)				
		・担当者の役割分担や配慮すべき事項を記載する。				

本人等の		I	
アや家族 の支援、 ・誰が何をするのかを明記する。 ・本来の支援が実施できない場合には、利用者や家族と合意できた「当面の支援」を【 】書きで記載する。 (民間サービス (民間サービス) 例) ・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。) ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」等記載する。 ・例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。 サービス (利用) 記載する。 事業所 (利用 た) 家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。。	支援計画	本人等の	・本人自ら取り組むこと、家族が支援すること、地
<ul> <li>・誰が何をするのかを明記する。</li> <li>・本来の支援が実施できない場合には、利用者や家族と合意できた「当面の支援」を【】書きで記載する。</li> <li>(民間サービス) 例)</li> <li>・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。</li> <li>介護保険・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。)</li> <li>地域支援・業に行うのか、代行するのか、代行するのか、(総合事業のサービス) 「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか」を記載する。例) 自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例) できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス種別の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。</li> <li>・多族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		セルフケ	域のボランティアや近隣住民の協力などを具体的
・本来の支援が実施できない場合には、利用者や家族と合意できた「当面の支援」を【 】書きで記載する。 (民間サービス) ・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。) ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのかく総合事業のサービス) ・「おいまする。例)を引きなり、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。 サービス 種別 ・主側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。 ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。 ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。。		アや家族	に記載する。
<ul> <li>ーマルサ</li></ul>		の支援、	・誰が何をするのかを明記する。
<ul> <li>ビス (民間サ 「当面の支援」がない場合は書く必要はない。 例)</li> <li>・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。</li> <li>・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。</li> <li>介護保険 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。)</li> <li>・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか(総合事共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」等のサー等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。サービス・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		インフォ	・本来の支援が実施できない場合には、利用者や家
(民間サ 「当面の支援」がない場合は書く必要はない。 の		ーマルサ	族と合意できた「当面の支援」を【 】書きで記載
<ul> <li>一ビス)</li> <li>・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。</li> <li>・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。</li> <li>介護保険</li> <li>・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。)</li> <li>地域支援</li> <li>・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか供給合事業のサー等記載する。</li> <li>ビス)</li> <li>例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例のできる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス</li> <li>・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。</li> <li>・の利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		ービス	する。
・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。 ・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。  介護保険 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。) ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか(総合事 共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」等記載する。 ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。 サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。 事業所 ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 ・ 家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		(民間サ	「当面の支援」がない場合は書く必要はない。
<ul> <li>・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かける。</li> <li>介護保険 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容サービス を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。)</li> <li>地域支援 ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか(総合事業のサー等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>事業所 ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		ービス)	例)
<ul> <li>る。</li> <li>介護保険・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種類の記載ではない。)</li> <li>地域支援・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、事業 「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか(総合事共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」業のサー等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。(利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>			・家族で一緒に鉢植えの手入れを行う。
<ul> <li>介護保険 ・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容 サービス を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種 類の記載ではない。)</li> <li>地域支援 ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、 「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか (総合事 共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」 業のサー 等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも 少しずつ運動ができるようにする。 例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。</li> <li>事業所 ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 ・ 家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー</li></ul>			・近所の友人と連れだって、買い物に一緒に出かけ
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			る。
または 類の記載ではない。) ・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、 事業 「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか (総合事 共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」 業のサー 等記載する。 ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも 少しずつ運動ができるようにする。 例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過 ごすなどベッドから離れる。 サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。 事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 (利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー 先) ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		介護保険	・予防給付、地域支援事業の具体的なサービス内容
<ul> <li>地域支援</li> <li>・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか (総合事 共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも 少しずつ運動ができるようにする。 例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス</li> <li>・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。</li> <li>事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		サービス	を記載する。(介護予防福祉用具貸与等サービス種
事業       「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか」         (総合事       共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」         業のサー       等記載する。         ビス)       例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。         例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。         サービス       ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。         種別       記載する。         事業所       ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。         (利用       ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。         た       にスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		または	類の記載ではない。)
(総合事 共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」 等記載する。 ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも 少しずつ運動ができるようにする。 例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過 ごすなどベッドから離れる。 サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。 事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 (利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サービスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		地域支援	・「掃除」や「買物」、「リハビリ」だけではなく、
<ul> <li>業のサー 等記載する。</li> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。</li> <li>例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。</li> <li>事業所 ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。</li> <li>(利用 ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		事業	「どこの掃除をどのように行うのか、代行するのか
<ul> <li>ビス) 例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも少しずつ運動ができるようにする。例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。</li> <li>事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。(利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。</li> </ul>		(総合事	共に行うのか」「どのようなリハビリを行うのか」
少しずつ運動ができるようにする。 例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。 サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に		業のサー	等記載する。
例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過ごすなどベッドから離れる。 サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に種別 記載する。 事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 (利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー 先) ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		ビス)	例)自分にあった運動の仕方を身につけ、自宅でも
<ul> <li>ごすなどベッドから離れる。</li> <li>サービス ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に</li></ul>			少しずつ運動ができるようにする。
サービス       ・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に 記載する。         事業所       ・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。         (利用       ・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。			例)できる限り、日中は起き上がり居室で座って過
種別 記載する。			ごすなどベッドから離れる。
事業所・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。 (利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー 先) ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		サービス	・左側の支援内容に適したサービス種別を具体的に
(利用・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー 先) ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記す る。		種別	記載する。
先) ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記する。		事業所	・当該サービス提供を行う、事業所名を記載する。
る。		(利用	・家族、地域、介護保険サービス以外の、公的サー
		先)	ビスが担う部分についても、誰が行うかを明記す
期間・「期間」は左記に揚げた「サービス」をどの程度			る。
		期間	・「期間」は左記に揚げた「サービス」をどの程度

	#0.88	о #DBB - 1
支援計画	期間	の期間にわたり実施するかを記載する。
		・「令和○年○月○日~令和○年○月○日」と記載
		する。
		・「期間」の設定においては「認定の有効期間」を
		考慮する。
		・回数、実施曜日など提案があればそれも記載する。
		→サービス担当者会議でサービス事業者と調整し、
		最終的に記載するかどうか合意すること。
健康状態につい	て	主治医意見書などから特に注意すべき事柄を書く。
		副作用を注意すべき薬や急変の可能性のある病状、
		禁忌事項などを書く。
本来行うべきる	支援が実施	・本来の支援が実施できない場合で、利用者や家族
できていない場	合	の合意がとれない場合は、本来の支援をできるよう
		に働きかける具体的な手順や方針を書く等、その内
		容の実現に向けた方向性を記載する。
		・必要な社会資源が地域にない場合にも、地域にお
		ける新たな活動の創設などの必要性を記載する。
総合的な方針		・利用者や家族、ケアチームのスタッフが生活不活
		発病の改善・予防に向けて取り組む、共通の認識や
		留意点を記載する。

# 5 第1号介護予防支援の報酬、支払い

介護予防ケアマネジメント A 費、介護予防ケアマネジメント B 費の支払方法は、静岡県国民健康保険団体連合会からの代理受領方式です。

単位数等の詳細については、富士宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領別表第2(以下のURLより。)を参照してください。

富士宮市 HP「総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)指定事業者」 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf80000014hy8.html

# 6 Q&A

# 初回加算の算定に関すること

- Q1. 要支援者又は事業対象者で、総合事業のサービスを利用している方が富士宮市内で転居し、担当する地域包括支援センターが変更になった場合、初回加算は算定できますか?また、担当する地域包括支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変更になった場合、初回加算は算定できますか?A. 初回加算については、ケアプランを新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、転居により担当する地域包括支援センターが変更になった場合、地域包括支援センターとしては初めて当該利用者を担当するため、初回加算を算定することが可能です。また、担当する地域包括支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変更になった場合は、地域包括センターとしては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することはできません。
- Q2. 認定更新申請や区分変更申請の結果、要介護認定から要支援認定になった場合、初回加算は算定できますか?
- A. 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q&A【平成 27年1月9日版】により、以下のとおり示されています。

初回加算の算定については、①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2か月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合)、②要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定できると考えている。

質問の場合、上記の②に該当するため、初回加算を算定できます。

Q3. 総合事業のサービスを利用し、介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できますか? (移行してから1か月経過していない場合。)

A. 総合事業のサービスを利用する要支援者又は事業対象者に対して介護予防ケアプランを作成することは、介護予防支援を利用する要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であるため、初回加算を算定できるのは、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2か月以上経過した後に、介護予防支援を実施する場合(新規に介護予防支援を実施する場合)に限られます。質問の場合は、以上の要件に該当しないため、初回加算は算定できません。

# 事業対象者に関すること

Q4. 事業対象者が介護保険認定申請を行い、認定結果が非該当だった場合、事業対象者として介護予防・生活支援サービスを利用できますか?

A. 認定結果が非該当だった場合、認定日に基本チェックリストを実施し、該当すれば、引き続き、介護予防・生活支援サービスを利用できます。

Q5. 他市で事業対象者として生活支援・生活支援サービス事業を利用していた方が富士宮市に転入してきた場合、富士宮市でも事業対象者として介護予防・生活支援サービスを利用できますか?

A. 転居による環境の変化等により、他市で基本チェックリストを実施した時と 状態が変化している可能性があります。また、介護予防・生活支援サービス事 業は、市町村ごとに実施している内容が異なります。富士宮市に転入した後、 富士宮市の介護予防・日常生活支援総合事業について説明し、介護予防・生活 支援サービスの利用を希望する場合は、基本チェックリストを実施してくださ い。

Q6. 事業対象者が介護保険認定申請を行い、要介護1以上の認定となった場合、 請求はどのようになりますか?

A. 事業対象者が介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づきサービス を利用しており、認定結果が要介護1以上となって介護給付の利用を開始する 場合は、居宅介護支援事業所による居宅介護支援に移行することになります。

月の途中まで事業対象者として総合事業のサービスを利用していた者が、要介護1以上の認定結果の通知に伴い、居宅介護支援に切り替えた場合は、給付のルールに準じて、月末の時点で居宅介護支援を行っている居宅介護支援事業

者が給付管理票を作成して提出し、併せて居宅介護支援事業費を請求することになります。また、この場合の区分支給限度額管理は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者が連携を取り合って行うこととされています。

なお、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についての Q&A【平成27年3月31日版】により、以下の例が示されています。

### (問)

基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

## (答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、<u>申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業</u>対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため 総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ 給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。
- Q7. 介護保険の要介護・要支援認定の認定有効期間の終了に合わせ、事業対象者への変更を検討しています。基本チェックリストはいつ実施すればよいですか?また、介護支援専門員が実施してもよいですか?

A. 基本チェックリストは、認定有効期間終了の4週間前を目安に実施してください。申請は、認定有効期間終了日の30日前から受け付けます。地域包括支援センター職員または介護支援専門員が実施できます。

Q8. 事業対象者はどのサービスを利用できますか。また、週何回サービスを利用できますか。

A. 事業対象者は、生活支援・介護予防サービス事業と一般介護予防事業(詳細は P9~を参照。)を利用できます。生活支援・介護予防サービス事業の利用回数については、要支援1と同程度(訪問型:週1~2回、通所型:週1回程度)です。区分支給限度額も要支援1の内容が適用されます。例外的に、要支援2相当(訪問型:週2回を超える程度、通所型:週2回程度)の利用が可能な場合として、元々要支援2の方が、更新をせずに事業対象者となった場合、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等を想定しています。アセスメントの結果、事業対象者の方が要支援2の状態像にあたると判断した場合は、富士宮市高齢介護支援課へ御相談ください。

## 実際の住所地が異なる場合

Q9. 住民票が登録されている住所と実際に生活している住所が違い、それぞれ該当する地域包括支援センターが異なる場合、どちらが担当になりますか? A. 住民票が登録されている住所の地域包括支援センターが担当になります。住民基本台帳法によると、住所を変更した場合は、転入(転居)をした日から14日以内に、市町村長へ転入届(転居届)を届け出なければならないと規定されています。市役所市民課へ届け出をするよう御説明ください。

### 市外の事業所によるサービスを利用する場合

Q10. 市外の事業所による総合事業のサービス(訪問型、通所型)を利用することはできますか?

A. 富士宮市民が、市外の事業所による総合事業のサービス(訪問型、通所型) を利用する場合、その事業所は富士宮市の総合事業の指定を受ける必要があり ます。そのため、サービスを利用する前に必ず、事業所が富士宮市の指定を受 けているか御確認ください。

## 暫定プランに関すること

Q11. 総合事業における暫定プラン作成時の留意事項について教えてください。 A. 暫定プランを作成する場合の例

- (1)要介護等認定申請中の新規利用者が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護等認定者が、区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間に サービスを利用する場合
- (3)要介護等認定者が更新申請中に、以前の認定有効期間が終了し、新たな要介護区分の認定前にサービスを利用する場合
- (4)基本チェックリストにより事業対象者となり、介護予防・生活支援サービス事業を利用しているが新たに要介護等認定申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

## 【基本的な考え方】

新規申請や区分変更申請、更新申請などにより認定結果が出るまでの暫定期間にサービスを利用する場合、認定結果が要支援認定または要介護認定が出るか判断が困難な場合は、認定結果が見込みと異なることで利用者に不利益が生じるおそれがあります。そのことについて利用者に説明をしたうえで、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携し、どちらのケアプランにも位置付けることが可能なサービスを選択するよう留意します。総合事業の介護予防・生活支援サービスは、事業対象者及び要支援者に限られることから、認定結果により自費が発生する場合も想定されます。ただし、暫定期間に介護予防・生活支援サービスを利用し、要介護認定を受けた場合は、総合事業の費用が全額利用者負担になることを避けるため、認定申請日から介護給付のサービスを受けるまでの期間は事業対象者として扱い、総合事業のサービスを利用することが可能となっています。その場合は、地域包括支援センターから高齢介護支援課介護保険係へ連絡してください。

### 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託に関すること

Q12. 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメント を委託する際、注意することはありますか? A. 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託する場合、「地域支援事業実施要綱(P29)」によると、「初回の介護予防ケアマネジメント実施時に地域包括支援センターが立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その全てに関与する。」と記載されています。このため、地域包括支援センターの職員は、初回の担当者会議に出席する、ケアプランチェックを行う等の確認を行う必要があります。

Q13. 地域包括支援センターが、事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託することはできますか?
A. 委託できます。

#### サービスの利用に関すること

Q14. 訪問型サービス、通所型サービスの「従前相当サービス」「緩和型サービス (サービス A)」「短期集中型 (サービス C)」はどのように選択すればよいですか?

A. 総合事業の選択例(P12)を参照してください。選択例にあてはまらない場合は、高齢介護支援課に御相談ください。

Q15. 医療保険でリハビリテーションを受けている場合、通所型サービスを利用できますか?

A. 利用できます。ただし、医療保険でのリハビリテーションに加え、通所型サービスで個別訓練をする目的、併用することでの効果の見込みをアセスメントし、必要性を判断した上で利用してください。併用する場合、医療保険でのリハビリテーション担当者と連携し、効果的に行われるよう目標、目的を共有してください。

Q16. 医療保険で訪問看護を利用している場合、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)を利用できますか?
A. 利用できます。

Q17. 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託している利用者について、サービス C を利用することはできますか? A. 利用できます。

Q18. 従前相当サービスと緩和型サービス(サービス A)の違いは何ですか? A. 大きな違いとしては、次のようなものが挙げられます。

- ・従前相当サービスと比べ、サービス A は身体介護を必要としない方が利用すること
- ・利用料金が安くなっていること(従前相当サービスの7割)
- ・加算の算定がないこと
- ・従前相当サービスは介護予防ケアマネジメント A、サービス A は介護予防ケアマネジメント B に基づいて利用すること

その他にも、事業所が指定を受ける際の基準が緩和されています。詳しくは、 「訪問型サービス及び通所型サービスの基準」(以下の URL)を参照してください。

富士宮市 HP「総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)指定事業者」 http://www.city.fujinomiya.lg.jp/entrepreneur/visuf80000014hy8.html